

報告事項3（周知・報告）

平成28年度2学期（平成28年8月20日以降）における 教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年1月20日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

平成28年度2学期における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

平成28年8月20日～平成29年1月20日（前回報告から本日まで）

2 概要

期間中、21件（22名）の懲戒処分を行った。

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	3	4	4	1	12
支援学校	1	2			3
中学校		1	2	1	4
小学校	1		2		3
合計	5	7	8	2	22

(1) 一般服務関係…10件（11名）

①体罰…6件（7名）

ア 府立支援学校 男性実習助手（51歳）『停職3月』

平成28年4月から6月の間、給食指導などの際、3回にわたり男子生徒の肘などを叩く体罰を行った。

また、同実習助手は、当該男子生徒を持ち上げ、床に振り下ろす体罰を2回行った。

さらに、同実習助手は、当該男子生徒及び他の女子生徒に対し、不適切な言動を繰り返し行った。

イ 市立中学校 男性教諭（36歳）『減給3月』

平成28年10月、授業中に真面目に取り組まなかった男子生徒を指導する際、髪の毛などを引っ張る、脚を払って転倒させ、太ももなどを蹴り、馬乗りになって両腕を押しえつける体罰を行った。

また、同教諭は、過去にも生徒に対する体罰により、「減給1月」の処分を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

ウ 府立高等学校 男性教諭（37歳）『減給1月』

平成28年8月、夏季課題を提出していなかった男性生徒を指導する際、右頬と左頬を1回ずつ叩く体罰を行い、その結果、当該男子生徒は、左耳鼓膜が破れるなどの怪我を負った。

エ 市立中学校 男性教諭（５５歳）『減給１月』

平成２８年６月、同級生をいじめた男子生徒２名を指導する際、襟元を掴んで押す、掴み上げる、頬を押すなどの体罰を行った。

また、同教諭は、同僚教員の制止を聞かず、その後、校長が居合わせているにもかかわらず、体罰を行った。

さらに、同教諭は、過去にも生徒に対する体罰により、「訓告」を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

・ 市立中学校 男性校長（５６歳）『戒告』＜体罰制止懈怠など＞

同教諭の体罰を現認したにもかかわらず、これを制止せず、指導もしなかった。

また、同校長は、被害生徒の保護者に対して、終始、同教諭による行き過ぎた指導であると説明するなど、不誠実な保護者対応を行った。

オ 市立小学校 男性指導教諭（５８歳）『減給１月』

平成２８年６月、授業中にふざけた男子児童を指導する際、頭を３回叩き、廊下に連れ出した。その後、当該男子児童が、数次にわたり教室への入室を願い出たが、同指導教諭は入室させなかった。

また、同指導教諭は、過去にも児童に対する行き過ぎた指導で、市教委などから指導を受けていたにもかかわらず、今回、体罰を行った。

カ 市立小学校 男性講師（２６歳）『減給１５日（減給１月相当）』

平成２８年５月以降、複数回にわたり、授業中に注意をしても聞かないときに、男子児童の頭を叩く体罰を行った。

また、同講師は、同年６月、当該男子児童が授業中にふざけたため、頬や頭を叩く体罰を行った。

さらに、同講師は、同年５月、他の男子児童を指導する際、頭を叩く体罰を行った。

②生徒への不適切行為…３件（３名）

ア 府立高等学校 男性教諭（６２歳）『停職６月』

平成２８年８月、女子生徒を背後から抱き締めるなどの極めて不適切な行為をした。

イ 市立中学校 男性講師（38歳）『停職14日（停職3月相当）』

特定の女子生徒の保護者から注意を受けていたにもかかわらず、保護者の同意を得ることなく、当該女子生徒を自家用車に乗せるなどの不適切な行為をした。

また、同講師は、当該女子生徒の保護者や校長などに対して、暴言を吐くとともに、市教委からの指導を受けず、職場離脱を行ったり、事情聴取を拒否したりするなど、職務上の義務違反を繰り返した。

ウ 府立高等学校 男性教諭（40歳）『減給3月』

平成28年10月、特定の女子生徒に対して、プレゼントを渡す、好意を抱いている気持ちを伝える、遊びに誘うといった不適切な行為をした。

③病気休暇の不正取得など…1件（1名）

・ 府立高等学校 男性教諭（58歳）『停職1月』

平成27年8月の7日間において、1日あたり2時間、合計14時間、勤務時間中に職場を離脱した。

また、同教諭は、当該7日の各日において、取得した病気休暇時に当該休暇制度の目的である療養をすることなく、親族の介護をするために退勤した。

さらに、同教諭は、平成28年5月、生徒指導の際、教科書で男子生徒の頭を叩くなどの体罰をした。

（2）公金公物関係…6件（6名）

①私費会計の着服…1件（1名）

・ 府立高等学校 男性教諭（61歳）『懲戒免職』

平成27年度、自身が顧問を務める部活動の夏季合宿の際、地方公共団体の補助金の交付を受けたが、当該補助金の交付について、保護者や管理職に報告せず、当該補助金の一部を着服した。

②通勤手当の不正受給…5件（5名）

ア 府立高等学校 女性実習助手（58歳）『停職3月』

公共交通機関（バス、電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、主たる居所を変更したにもかかわらず、届出をせず、自転車による通勤を常態化させ、

1 月間、通勤手当を不正に受給した。

また、同実習助手は、通勤実態の確認の際、定期券を購入して写しを提出し、直後に定期券を解約していた。

さらに、同実習助手は、過去にも通勤手当の不正受給により、「減給 1 月」の処分を受けていたにもかかわらず、今回、不正受給を行った。

イ 府立高等学校 男性教諭（31 歳）『停職 1 月』

公共交通機関（バス、電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、1 年 5 月間、通勤手当を不正に受給した。

また、同教諭は、自家用自動車通勤した際、学校付近の商業施設の駐車場に無断で駐車することがあった。

ウ 府立高等学校 男性教諭（60 歳）『減給 3 月』

公共交通機関（バス、電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車及び徒歩による通勤を常態化させ、通算して 8 年 2 月間、通勤手当を不正に受給した。

また、同教諭は、過去にも通勤手当の不正受給により、「厳重注意」を受けていたにもかかわらず、今回、不正受給を行った。

エ 府立高等学校 男性教諭（65 歳）『減給 1 月』

自転車を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、通算して、10 年 11 月間、通勤手当を不正に受給した。

また、同教諭は、自家用自動車通勤した際、無許可で学校内に駐車していた。

オ 府立高等学校 男性教諭（33 歳）『戒告』

公共交通機関（バス、電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、3 月間、通勤手当を不正に受給した。

(3) 公務外非行… 5 件 (5 名)

① 児童ポルノ禁止法違反… 1 件 (1 名)

- ・ 府立高等学校 男性教諭 (26 歳) 『懲戒免職』

平成 28 年 5 月、18 歳未満の女性と性交類似行為をし、当該行為をパソコンで撮影し、児童ポルノ禁止法違反 (児童買春及び児童ポルノ製造) の容疑で逮捕・送検された。

② 盗撮… 2 件 (2 名)

- ア 府立高等学校 男性首席 (55 歳) 『懲戒免職』

平成 28 年 10 月、京都市内の寺院において、女性のスカート内の下着をデジタルカメラで撮影し、京都府迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕・送検された。

また、同首席は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

- イ 府立支援学校 男性講師 (24 歳) 『懲戒免職』

平成 28 年 9 月、大阪市内の商業施設において、女性のスカート内の肌などを動画で撮影し、大阪府迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕・略式起訴され、罰金刑を受けた。

また、同講師は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

③ 窃盗… 1 件 (1 名)

- ・ 市立小学校 男性講師 (26 歳) 『懲戒免職』

平成 28 年 7 月、パチスロ店で友人とともに、パチスロ台の間に置き忘れられていた他人の財布を窃取した。その後、近くの路上を歩いていたところを警察官から職務質問を受け、窃盗容疑を認めため、緊急逮捕された。

④ 強要未遂… 1 件 (1 名)

- ・ 府立支援学校 男性講師 (24 歳) 『停職 14 日 (停職 3 月相当)』

保護者を装い、同僚教員を誹謗する虚偽の内容を記載した書面を作成し、当該虚偽の事実について、全校生徒に対する謝罪文の配布を学校長に求めたファクシミリを自身の勤務校に送付した。

3 府教委の取り組み

- 平成28年度より、教員採用前の者に対して、服務規律の徹底を図ることを目的として、これまで実施してきた大阪府公立学校教員採用選考試験の合格者を対象とした『Osaka Pre-Teachers' NAVi（略称プレナビ）』及び「大阪で教師になりたい」という高い志と情熱をもつ人を対象とした『大阪教志セミナー』のカリキュラムに教職員の服務規律を組み入れた。

- 平成28年10月、小中学校新任教頭研修において、学校における危機管理をテーマとして、体罰等の不祥事防止に向けた研修を実施した。

- 平成28年12月、府立学校長、准校長及び府立学校教頭に対する人権研修において、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの教職員の不祥事防止に向けた研修を実施した。

- 平成28年12月2日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

